

受験生のみなさまへ

高等教育の修学支援新制度対象者への入学時学納金の一部納入猶予について

本学は「高等教育の修学支援新制度」（以下、「本制度」と言う。）の対象校です。本制度に基づき、本学では支援対象となる入学予定者に対し、入学手続き時に納入する学納金の一部を入学後の納入とする猶予措置を実施することといたします。

この猶予措置は入学予定者全員が対象となるわけではありません。猶予を受けるためには条件や手続きがありますので、以下をご確認のうえご対応ください。

1. 猶予措置の対象者・・・2027年4月に本学への入学を予定する方のうち、

- 高等学校等で日本学生支援機構の給付奨学金を申請し、受給できることが決定した方（「採用候補者決定通知」を持っている方）。
- 高等学校等で日本学生支援機構の給付奨学金を申請（日本学生支援機構の〈スカラネット=奨学金申込み専用ホームページ〉で申請手続きを完了）し、「採用候補者決定通知」がまだ届いていない方（スカラネットの受付番号を持っている方）。なお日本学生支援機構の審査の結果「不採用」となった方は猶予措置の対象になりません。

※日本学生支援機構の貸与奨学金のみの申請者は猶予措置の対象になりません。

2. 猶予措置の内容・・・**授業料の一部の納入猶予**

本学では原則として入学前に「入学金」と「1年次前期分の授業料」、および「その他諸費用」の納入が必要ですが、対象の方については以下の通りとします。

I. 入学金（26万円）

各選抜区分の「入学手続き締切日（第1回）」時に全額納入してください。入学後に、決定する支援区分に応じて、減免額を還付いたします。

II. 1年次前期分授業料（33万円）

各選抜区分の「入学手続き締切日（第2回※）」までに、**33万円のうち15万円を納入してください。**入学後に、決定する支援区分に応じて、減免額との差額分の授業料を納入していただきます。

III. その他諸費用（18.5万円）

各選抜区分の「入学手続き締切日（第2回※）」までに、全額納入してください。

※II・IIIについて、入学手続き締切日が第1回しかない選抜で受験される方は、第1回で納入してください。

★各選抜区分の入学手続き締切日の詳細は[こちら](#)をご確認ください。

3. 猶予措置手続きの流れ・・・入学前と入学後、それぞれに作業があります

<入学前>

I. 「授業料の納入猶予措置申請書」の提出

合格通知に同封される「授業料の納入猶予措置申請書」に、必要事項を記入・押印のうえ、**各選抜区分の「入学手続き締切日(第1回)」**までに本学事務局へ郵送で提出してください。なお郵送は、必ず簡易書留等の記録の残る方法で郵送してください。

II. 入学金等の納入

前項2.に記載の通り、各選抜区分の「入学手続き締切日(第1回もしくは第2回)」までに、それぞれの学納金を納入してください。

III. 「採用候補者決定通知の**コピー**」の提出

採用候補者となった方には「採用候補者決定通知」が交付されますので、速やかにその**コピー**を本学事務局へ郵送で提出してください。**提出期限は、2027年1月29日(金)必着**です。なお郵送は、必ず簡易書留等の記録の残る方法で郵送してください。

※原本は提出せず、ご自身で保管してください。

※提出期限より後に実施される選抜を受験する方は、上記「授業料の納入猶予措置申請書」と一緒に提出してください。

<入学後>

IV. 「採用候補者決定通知(進学先提出用)**原本**」の提出

本制度の猶予措置を受けるためには、入学後も所定の手続きを行う必要があります。詳細は2027年3月上旬頃にお伝えしますので、忘れずに対応してください。

4. その他・注意事項

- 日本学生支援機構の審査の結果、給付奨学金を「不採用」となった方は、不採用を証明する採用候補者決定通知を受け取り次第、コピーを本学事務局へ郵送で提出してください。その場合、不足となる前期分授業料の差額は別にお知らせする期日までに納入してください。なお郵送は、必ず簡易書留等の記録の残る方法で郵送してください。
- 日本学生支援機構の給付奨学金を、入学後に申し込む(在学採用)予定の方は、前期分授業料も入学前に全額納入してください。手続きが完了したのち、入学金と前期分授業料を支援区分に応じて還付いたします。
- 本学は **2部(夜間)の私立短期大学**であるため、入学金・授業料の減免**上限額**は以下の通りです。

入学金減免上限額(1回限り)	17万円
授業料減免上限額(年額)	36万円(前期18万円・後期18万円)

※対象者全員が上限額減免されるのではなく、支援区分に応じて減免額は異なります。

また入学金の減免は、入学年度の前期にのみ行います。

- 本制度対象者が退学等により日本学生支援機構から支援対象者の認定が取り消された（廃止された）場合、本来お支払いいただく金額に対する不足分が発生します。その場合は、不足分を速やかに納入していただく必要があります。

5. 本猶予措置のお問い合わせ先

東京交通短期大学 事務局 (jimukyoku@toko.hosho.ac.jp) へメールにてご連絡ください。

※「高等教育の修学支援新制度」については、文部科学省のHPでご確認、または在学している高等学校等にお問い合わせください。